### 第614回 統計審議会議事録

- **1** 日 時 平成 16 年 2 月 13 日 (金) 14:05~14:50
- 2 場 所 総務省第1特別会議室 (中央合同庁舎第2号館8階)
- 3 議 題
  - (1) 部会報告
  - (2) その他
- 4 配布資料
  - 1) 部会の開催状況
  - 2) 指定統計調査の承認等の状況(平成16年1月分)
  - 3) 平成15年12月指定統計・承認統計・届出統計月報(第51巻・第12号)
  - 4) 指定統計の公表実績及び予定

### 5 出席者

【委員】竹内会長、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、菅野委員、 後藤委員、清水委員、新村委員、西村委員

【統計審議会会議内規第2条の規定による出席者】

総務省鈴木統計調査部長、厚生労働省牧原企画課長、農林水産省山本統計部長、 同河﨑統計企画課長、同黒木センサス統計室長、経済産業省石田統計企画室長、 国土交通省矢島企画調整室長、東京都古河統計部長

# 【事務局 (総務省統計基準部)】

総務省渡辺統計基準部長、同熊埜御堂統計審査官、同桑原統計審査官

## 6 議事

- (1) 部会報告
  - 農林水産統計部会

平成16年1月22日及び2月2日に開催された第90回及び第91回農林水産統計部会 (議題:「2005年農林業センサスの計画について」)の開催結果について、須田部会長から報告が行われた。

# [質 疑]

竹内会長)「農林業経営体」の概念については、いろいろ御議論があったようで、少し集約されてきたところもあると思うが、現在のところ、どこまでまとまっているのか。

河崎統計企画課長)前回の審議会でもそうだったが、この「経営体」というのは「人」なのか「物」なのか「箱」なのかという、その辺があいまいな議論をしていたため、混乱させた点があり、申し訳なかった。

前回提案させていただいたのは、「経営体」というのは、一つは農業生産を行うないしは委託を受けて行う場合、それが一定の規模以上であるときに外形基準を満たしているかどうかということであり、そういう「者」である、その人が行う農林業生産活動を言うということであり、いわゆる「者」の行う農業に関するアクティビティーと説明して、おおむねの御了解を得たと理解している。

竹内会長) 私もそのように伺った。

そうすると、「経営体」概念と「事業所」概念は限りなく近づくと書いてあるのは

ちょっと疑問であり、「生産活動を行う者」と「事業所」はやはり違うと思う。「事業所」というのは統計の調査の手がかりとなる物理的単位であって、「者」ではない。 「者」は、「もの」かもしれないけれども、「物」ではない。そういう点では、私は「経営体」というよりもむしろ「農業事業者」と言った方が分かりやすいと思う。

その場合、果たして独立した事業者がそこに2人いるのか1人しかいないのか区別することについて、部会では整理できるところまで議論されたと思っていいのか。

これから議論をしていただく必要があるのは、複数部門という場合の「部門」とは何かという定義だと思う。例えばこちらで稲作をやっていて、あちらで酪農をやっているような場合は、明らかに違った部門であるといえるが、同じ稲作でも田を二つに分けて、こちらは父親が、あちらは息子が耕作していたら、それは違う「部門」なのか。あるいは、稲作の場合に、こちらは肥料がたくさん要るが、あちらは自然農法でやっていたら、それは違う「部門」なのかとか、いろんな議論があると思うので、そこのところを明確にしていただく必要があると思う。仮に、違った部門をそれぞれ別々の「者」がやっていて、その「者」は個人でなく企業であるかもしれないが、それが経営上きちんと明確に経理が分離されているものを、二つの「経営体」であると定義するということであれば、一応私は理解できるような気がするが、それでよろしいか。

舟岡委員)「事業所」は場所的単位という御説明であったが、調査を適切に行うためには、対象が場所的単位であって、なおかつ人がいて経済活動が行われていることが不可欠であり、あくまでも管理する「人」がいることが事業所としての要件である。

端的な例として銀行等のATMは、ローカルユニット、場所的単位であるが、人がいて経済活動を行っている場所ではないので、それを管理する支店なり、どこかに付随した活動単位という位置づけである。したがって、「者」が行う経済活動というときに、アクティビティーだけを取り出すということではなくて、その者の管理する場所で行われるすべての活動が取り上げられるのではないか。

河崎統計企画課長)そこのところは、答えになるかどうか分からないが、例えば1人の経営者が幾つかの圃場で、あるいは幾つかの都市にまたがる圃場で経営していく場合、事業所・企業統計であれば、それは二つの事業所、複数の事業所になると思うが、農林業センサスの場合はこれを一つの経営体としてとらえたいと思っている。

それから、また逆の場合で、前回の審議会において飯島委員から御指摘のあった、 集落で営農していくような場合も、これは正に集落全体になってしまうわけで、場所 の概念というのは余り明確でなくなって、むしろ人の集合体ということになるわけで あるので、これもまた一つの「経営体」であるという見方をするということである。

舟岡委員がおっしゃるように、管理する者がどこで何をするかという面は確かにあるけれども、そこのところは事業所とは若干切り方が違ってくるということである。

舟岡委員)法人組織において、例えば離れた場所で同一の法人の管理責任者、経営者が活動を 行っていて、それぞれの離れた場所での活動の収支が別であり、そして諸帳簿も別に なっているような場合にも、まとめて一つの経営体の活動としてとらえたいというこ とか。

河崎統計企画課長)経理が別になっていれば、別の経営体としてとらえていくということであ

る。

- 竹内会長) その「事業所」の概念と「経営体」の概念とはかなり近いところがあるが、こちらから見るか、あちらから見るかで、やっぱり見る方向が少し違うということがあるような気がする。
- 河崎統計企画課長)多分、法人化が進んで農家の相当部分が法人化するということになれば、 それは「事業所」としてとらえても、私どもが考えている「経営体」でとらえても、 ほぼ一緒のものになると思うが、現在では世帯を中心にした営農が中心であるので、 そこのところはやはり「事業所」とは別の概念でとらえざるを得ないということであ り、経済の大きな流れから言えば過渡的な概念なのかもしれない。
- 西村委員)非常に難しい概念で、私もいろいろ苦労しているが、私の場合はこの「経営体」の 概念もさることながら、実際に「経営体」が一農家に複数存在するかどうかというこ とに関して、いろいろと難しい問題にぶち当たるという気がする。

というのは、私も外形的に決められるということは確かだと思うが、外形的に決められるというときの基準がもしあったとしても、その基準そのものが実はあいまいなものになってしまう可能性が非常に強いということが心配である。

どういうことかというと、第90回の部会の結果概要の3ページの6)というのは私の意見であるが、外形的には確かに「部門責任者の意思決定」、「部門別収支の独立性」というものがあれば、それはそれで構わないと思うが、問題は、一つの農家の中で構造は全然変わっていないにもかかわらず、例えば、最初はすべてを父親が見ていたのを、ちょっとデリゲートして、それぞれの分野に母親とか子供を分けた途端に、これが2経営体、3経営体になってしまうということ。紛れがないといえば紛れはないが、そういう形で把握するということが本当に実態の把握になるのかどうかというのが非常に心配である。

結局、何を調べたいかということに依存すると思うが、これは難しい世帯概念の問題に戻ってしまうのかもしれないが、実態として起こっていることを把握するということから考えると、いささか心配が残るという気がする。これについて最新の御意見を伺いたいと思う。

河崎統計企画課長)そこのところは、多分、実態として西村委員がおっしゃるようなことは通常の複合経営という範疇に入ると思う。ただ、実際にあるケースとして、「認定農業者」というものを基準にすることについては、問題ではないかというお話があったが、これから農業の担い手として一般的に認知されたという経営者であるけれども、その「認定農業者」が一つの世帯に2人いるという実態はある。

その場合、従来の価格政策等々であれば、世帯に対してお金が行けばいいわけであるが、私どもではこれからは、担い手に対する直接払い制度とか、そういったメリハリのきいたいろんな助成を考えているため、「認定農業者」が2人いれば2人分をきちんととらえたいということである。

この1世帯2経営体という話は、それが非常にプレイアップされ過ぎたけれども、 実際は認定を受けている者が1世帯に2人いるというようなものが実態であろうと思っている。

竹内会長)西村委員の指摘の問題は、実際の調査の場合で言えば、異なる「部門」というのを

どう定義するかにかかっていると思う。部門は、例えばこちらの田で米を作っていて、こちらの養鶏場で鶏を飼っているというようなことなら、はっきり外見的に分かる。 そういうものを基準にしていれば、余りあいまいになるようなことはないと思う。ただ、同じ畑で作っているものの中で、この野菜が私のもので、私が別に販売するというのを全部、別部門にしてしまうと、やたらに話が混乱してしまう。

しかし、その場合は、野菜の畑として一定の範囲において外形基準で一つの経営体 ととらえてしまえば、それでおしまいということである。だから、多分、「部門」と いう概念をきちんと定義していただければ、その辺ははっきりすると思う。

舟岡委員)「部門」の定義というのも重要かもしれないが、基本的には経営諸帳簿が別であるかどうかということが根幹をなすと思う。親のところへ息子の経理状況を聞きにいっても充分に答えてもらえないときに、従来どおり親がおおまかに推計して記入するというような状況が出てきていると思う。この場合については、明らかにそれぞれ別の経営が行われているとして調査しなければいけないし、調査単位としては二つになるだろうと思う。

そこまで両者で明確に区分されておらず、お互いがそれぞれの状況を知っていて理解し合いながらも経営上の財布は別になっているというような場合、複数の経営が行われているのかについての判定が非常に微妙なところであると思う。

先ほど農水省からの説明にあった「認定農業者」というのは、あくまでも複数の経営が行われている可能性のある対象について、複数の経営が行われているかどうかを探るための取っ掛かりの一つであるが、地域ごとに制度の運用の相違があるかもしれないということで、「認定農業者」で分けることについては部会でも反対があり、複数経営を判断する直接的な基準になっていないと思う。

竹内会長)それはよく分かった。ただ、諸帳簿が別だということを言っても、すべての農家が、 例えば資産台帳から日々の収支の計算、減価償却まで別々にきちんと計算しているか というと、そこまではやっていないところが多いと思う。そういう場合は外形的に別 の事業をしていたら、やっぱり別経営とみなすというのが自然という気はしている。 資産の減価償却まで全部別個にやっているかというようなことになると、それはちょ っと難しいと思う。

いろいろ問題があると思うが、基本的な方向としては、別経営かどうかということについては、割合厳しく判断して、はっきり別だと分かるものをなるべくとらえるということであって、ひょっとしたら別かもしれないというものまで入れてしまうと、かえってあいまいになってしまってまずいというのが一般的な感覚だと思う。

飯島委員) これについては、幾つか分けて考えないとこんがらがると思う。組織的な農業企業 ・法人のような経営をやっている場合の「事業所」というとらえ方は、普通の企業・ 法人の「事業所」と同じ概念でいいと思う。それをごっちゃ混ぜにしてしまうとまず い。

考え方としては、法人的な農業経営をやっているグループが一つあり、もう一つは個人が農家を営んでいる形態があり、ここでは部門別の収支が分かれていて、なおかつ部門別の責任者が単体でいるという場合には、それは一部門として独立した農業経営体と認定して調査対象にするというのがあると思う。

だから、農家の方々が分かりにくいと思うのは、「部門」という言葉である。これは経営用語である。これがちょっと分かりにくいので、そこのところをうまく分かりやすい説明をすれば、それでいいと思う。

独立した農業生産活動単位と、その単位別の収支管理が独立していて、なおかつそれぞれに責任者がいるような場合には、一経営体とみなす。しかし、独立した生産活動単位で収支も分かれているが、責任者は1人という場合があると思う。多くの場合、このような理想的な複数の「部門」があるような農家であれば、農業の後継者という問題はないのであるが、今の実態は部門に分かれていなくて、ほとんどがどんぶり勘定でやっている。恐らく遺産相続もできなくて、実際はもう年老いて働けなくなった祖父の田地田畑を名義上そのまま残しておいて、息子夫婦が実際の農業をやっているが、経営的には税金を払っているのは父親であるというような経営体があると思う。

そういった経営の実態に合わせると、この二つの概念でまずは説明して、それで「部門」が幾つに分かれていたとしても、あくまでも責任者は1人であるという場合には、私は一経営単位だと思う。そのように分けずに、この二つをディフィニッションで追いかけていくと、農家の方が逆に分かりにくくなって実態に合わなくなってしまうという感じを受ける。

廣松委員) 私も直接この農水部会に出ているわけではないので、今お話を伺いながらもまだちょっと判然としない部分がある。先ほどのお話では、「生産活動を行う者」という言葉の「者」とは、個人の場合もあるし、家族とか世帯の場合もあるし、法人の場合もある。それから、例えば集落というような極めて大きな単位までこの中に入っているようであり、そこのところがやはりどうしても聞いていてすっきりしない。したがって、調査の計画上、調査員の方、あるいは調査対象者の方に、そこをうまく理解していただけるかというところが、一番重要なポイントではないかと思う。

飯島委員のおっしゃった「単位」という言葉も一つの代替法としてはあり得るのではないかと思うので、今いろいろ御説明いただいたものを全部含めて、手引書等で詳しく説明して、どれに相当するかということを調査員の方、それから調査対象者の方に決めていただく方がすっきりするのではないかと考えるが、どうか。

竹内会長) 今、廣松委員のおっしゃった「単位」という言葉と、先ほどから農水省の方で使っている「者」という言葉は、恐らく同じことを意味しているが、「単位」の方がより 理解しやすいということはあるかもしれない。

やはりそういう点で、「事業所」というとらえ方もちょっとまずいと思うのは、例えば集落営農など共同でやっているような場合には、農家の建物も変わらないし田も変わらないのに、「者」は変わるわけである。その場合には、「事業所」が変わるとは言いにくいところがある。だから、やはりこれはこういう概念でいいと思う。ただ、「経営体」という言葉がいいのか、「事業者」というのがいいのか、「単位」というのがいいのか、言葉の問題は少し検討していただきたい。

それから、「生産活動を行う者」という言葉が非常に分かりにくいということは、 廣松委員がおっしゃったとおりであるが、それは現実がそうだからである。現実の経 営の仕方をみると、例えば田の所有形態と経営の主体など、いろんな関係が非常にや やこしくて、それに農地法が絡んだりするため、ますますややこしくなっている。こ れは統計の責任ではないけれども、そこを何とか整理しないと統計にならないところが非常に難しいということは、私もよく分かる。

舟岡委員)複数経営を紛れなくとらえることができれば、実態がより分かりやすくなると私は 評価している。

端的なケースとして、一つの農家に親と子がいて、それぞれ別の経営体であるというケースを考えてみる。子の方が意欲的で法人化した場合、法人が一つ増えるが、他方、従来の農家を一つの単位として経営をとらえていると、農家としての経営は親の方で継続しているから、相変わらず一つとカウントされ、法人だけが純増という形になる。その農家経営を二つの経営体としてとらえてみると、二つの農家としての経営体が一つに減って、そして法人としての経営体が一つ増えたということで、個人経営が法人経営にシフトした状況が把握できる。

また、親が高齢化してなかなか個人で営農できなくなったとき、田畑を提供し、役務の提供も受けて、周辺の農家と集落を一つ創って、集落営農という形で経営に参加する場合も、農家経営体が一つ減って集落営農が一つ増えることとなる。そこに参加する農家が、例えば五つであれば、農家としての経営体が五つ減って集落営農による経営体が一つできたという形をとらえることが可能となる。これからの農業経営のやり方がドラスティックに変わっていくと予想されるので、その変化の状況を経営体として的確にとらえることさえできれば、今まで以上に実態がよく見えるようになると期待している。

竹内会長) それはそのとおりだと思う。

この問題が部会の一番中心的な議論の対象のようであるが、あともう一回部会を開催するのか。

須田部会長) そのとおり。できたら次に全体を議論して、答申の骨子案を作成したいと思っている。

竹内会長)では、よろしくお願いしたい。

#### (2) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官及び桑原統計審査官から、平成16年1月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「自動車輸送統計調査」、「学校基本調査」、「学校教員統計調査」及び「学校保健統計調査」の統計法第7条第2項による承認について、資料2による報告が行われた。

#### [質 疑]

竹内会長)今回の承認事項は、いずれも形式的なことで、それはそれでいいと思うが、「学校 基本調査」については、国立学校のいわゆる国立大学法人化に伴って、いろんなとこ ろで学校の制度が変わるし、あるいは特区では株式会社が学校をつくることを認めよ うという話があり、これは調査の体系、統計の調査の在り方も相当大幅に変えなけれ ばならない状況がそのうち生ずると思う。今はまだ制度ができていないのでどうしよ うもないけれども、制度が変わったらぜひそれに対応し、こういう教育関係の指定統 計については、恐らく全面的な見直しが必要になるであろうと思うので、それはその ときによろしくお願いするということにしたいと思う。

廣松委員)確かに今は過渡期で、どうなるか全く分からないので、今回はこういう事後承認という形で処理したいと思うが、先ほど会長がおっしゃったとおり、やはりこういう情勢を踏まえて、ある程度安定した段階でこの調査に関しては根本的に見直すべきだと思う。

特に、「学校教員統計調査」では、大学共同利用機関に関して完全に調査対象から 外れるわけであるが、一般的には大学共同利用機関のスタッフも大学院レベルでは、 どこかの大学法人に属することになるというケースが多いので、こういう措置にして も完全に抜け落ちてしまうということはないとは思うが、今後その扱いをどのように していくかということに関しては、かなり慎重に審議する必要があるのではないかと 思う。

竹内会長) そういういろいろ面倒なことがたくさん起こってくるようであるから、これを統計でどのように表章するかというのは、結構大変な問題であると思う。下手に変な表章の仕方をすると、外国に対しても非常に誤解を招くことになって、途端に日本の大学の教員は急に減ってしまったとか、急に増えてしまったということになってもよくないから、その辺は今後よく検討していただくべき問題ではないかと思う。

一以 上一